

○財務省告示第七十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十一年二月十二日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 与謝野 馨

平成二十一年三月十日

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（二十年）（第六十 五回、第六十八回、第六十九回、 第七十回、第八十一回、第八十 五回及び第八十六回）及び利付 国庫債券（三十年）（第一回、第 八回、第九回、第十回及び第十 一回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。	額面金額で千四百九十六億円 内訳（別表のとおり）



十四 利子

るものとして又は振替口座簿中の  
口の記載又は記録されるもの  
のついでには、前記の算式  
に、算出した分の十を乗じた該  
金額に、おいて、当該国債を発  
行した者が、非居住者又  
は、外国に住所を有する者  
の出た金額に、<sup>(一)</sup>の算式による  
は、税法人が適用を受ける者  
は、外国に住所を有する者  
は、除税の税率を乗じた金額  
控除するものとができる。  
第十号に規定する発行日の各  
発行対象国債の支払期  
と、各支払期において、  
算式による、支出した金額を  
う。ただし、支出した金額を  
日に支払うときは、  
日に支払うときは、  
す。この場合、  
規定

各発行対象国債の額面金額×各  
発行対象国債の利率／100×1  
／2

十五 償還  
十六 償還  
十七 償還

償還期限  
償還金額  
入札の基  
準とする  
各発行の  
対象債の

(別表のとおり)  
額面金額の  
平成一〇一年  
証書協会の  
頭売買取引  
の対象債の  
平均値の単  
利回りとする。  
た各発行の  
利回りとす  
る。

(利付第九回)	(利付第八回)	(利付第七回)	(利付第六回)	(利付第五回)	(利付第四回)	(利付第三回)	(利付第二回)	(利付第一回)	(利付第十回)	名称及び記号
一・四%	一・八%	二・八%	二・三%	二・一%	二・〇%	二・四%	二・一%	二・二%	一・九%	利率(年)
平成二十四年二月二十四日	平成二十四年四月二十四日	平成二十四年四月二十一日	平成二十四年三月二十八日	平成二十四年三月二十八日	平成二十四年三月二十七日	平成二十四年三月二十六日	平成二十四年三月二十六日	平成二十四年三月二十六日	平成二十四年三月二十五日	償還期限
七十四億円	円百三十九億	五億円	十億円	円三百十六億	五億円	円百五十四億	三十五億円	百五十億円	五十億円	(発行額面金額)

(別表)

十八 元利金支 日本銀行  
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者  
二十 払込期日 平成二十一年二月十二日

（（利 第三付 十十国 一年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 十十国 回年庫 ））債 ）券
一 ・ 七 %	一 ・ 一 %
日年平 六成 月四 二十 十五	日年平 三成 月四 二十 十五
億四 円百 七 十 九	七 十 九 億 円